

令和8年度 鳴野橋設計業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和8年度 鳴野橋設計業務委託
契約期間 契約日から令和 10 年3月31日

2 選定した委託予定事業者

日本工営株式会社 大阪支店

3 公募期間

令和8年 6 月 11 日(木)～7月2日(木)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
山口 隆司	大阪公立大学 教授
古川 愛子	京都大学 教授
大石 哲	神戸大学 教授

(2)選定委員会の開催日

- 1 回目:令和8年5月 26日(火)
2 回目:令和8年8月 31 日(月)・令和8年9月1日(火)

(3)審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく、「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和8～10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たしていること。）	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務」について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること） 【規定業務】 橋長15mを超える道路橋の段階施工を伴う架替に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務を元請として契約及び履行した実績があること。	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア．技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」）とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ．技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」）に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ．上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ．RCCM（「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する

		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれかについて、元請けの技術者として官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 橋長15mを超える道路橋における河川内施工を伴う鋼管矢板基礎の予備（概略含む）又は詳細設計業務 2. 橋長15mを超える道路橋における鋼・コンクリート合成床版橋の予備（概略含む）又は詳細設計業務 ※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。	様式-5を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」）に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれかについて、元請けの技術者として官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 橋長15mを超える道路橋における河川内施工を伴う鋼管矢板基礎の予備（概略含む）又は詳細設計業務 2. 橋長15mを超える道路橋における鋼・コンクリート合成床版橋の予備（概略含む）又は詳細設計業務 ※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。	様式-5を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容 次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」）とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」）に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容 平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれかについて、元請けの技術者として官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 橋長15mを超える道路橋における河川内施工を伴う鋼管矢板基礎の予備（概略含む）又は詳細設計業務 2. 橋長15mを超える道路橋における鋼・コンクリート合成床版橋の予備（概略含む）又は詳細設計業務 ※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。	様式-5を審査する
	その他留意事項		管理技術者が規定業務1の実績を有する場合、照査技術者は規定業務2の実績を有していること。また、管理技術者が規定業務2の実績を有する場合、照査技術者は規定業務1の実績を有していること。 担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。（※） ・業務分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ※主たる部分とは、本業務における印刷などの軽微な業務を除く業務とする。	様式-3を審査する

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
評価は①～⑮の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。
〔計算方法〕

A の場合は、配点×5 / 5 点 B の場合は、配点×3 / 5 点
A'の場合は、配点×4 / 5 点 B'の場合は、配点×2 / 5 点 C の場合は、0 点

特定 テーマ1	内容	狭隘な施工ヤード条件下における本橋の設計にあたっては、流下断面・止水ラインの確保に加え、適切な交通規制により現道を確保するとともに、沿道家屋への影響低減を図る必要がある。 このため、予備設計において、下部工では「鋼管矢板基礎」、上部工では「鋼・コンクリート合成床版橋」を想定しているが、施工段階における制約条件（支障物撤去、止水計画、周辺影響、水上施工計画）を踏まえて、代替案を含めた検討の深度化が必要となっている。 そこで、これらの条件を踏まえ、設計上の課題と留意点を具体的に整理し、段階的な成立条件や施工の実現性の観点を示した上で、最適案を導く検討プロセスについて提案を求める。
特定 テーマ2	内容	水道管や地中・河川内障害物等の不可視部分に起因する設計変更リスク回避のため、合理的な事前調査の実施及びその結果を反映させた設計を行う必要がある。 そこで、不可視部分における調査手法及びその結果を反映した下部工の設計について、課題と留意点を具体的に整理し、最適案を導く検討プロセスについて提案を求める。

〔評価シート〕

評価シート							
評価項目		評価の着眼点		配点			備考
				項目別	複数時 配分	項目別 配分	
者の 経 験 及 び 配 置 予 定 技 術 能 力	管理技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	15		5	5	①
	照査技術者	過去 10 年間の規定業務の実績			5	5	②
	担当技術者	過去 10 年間の規定業務の実績			5	5	③
― 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ 工 程 表 ・ そ の 他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	25		5	5	④
	業 務 実 施 手 順 (フ ロ ー ・ 工 程 表)	実務手順の妥当性		10	10	5	⑤
		業務量の把握、人員配置の妥当性				5	⑥
	その他	重要事項の指摘		10	10	10	⑦
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ1	的確性	50	25	25	5	⑧
		実現性				10	⑨
		独創性				10	⑩
	特定 テーマ2	的確性		25	25	5	⑪
		実現性				10	⑫
		独創性				10	⑬
	1、2 の 共 通	特定 テーマ	的確性	10	10	10	⑭
合計(100 点満点)				100			

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として両方の規定業務の実績を有している	管理技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	照査技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	担当技術者として両方の規定業務の実績を有している	左記に該当しない	①
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として両方の規定業務の実績を有している	管理技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	照査技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	担当技術者として両方の規定業務の実績を有している	左記に該当しない	②
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として両方の規定業務の実績を有している	管理技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	照査技術者としていずれか一方の規定業務の実績を有していることに加えて、照査又は担当技術者として他方の規定業務の実績を有している	担当技術者として両方の規定業務の実績を有している	左記に該当しない	③

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない	④
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順が十分とは言えない	⑤
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が妥当であり、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握、人員配置が、十分とは言えない	⑥
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案書説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑦
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない	⑧
	実現性	説得力があるか	検討プロセスに具体性及び実現性があり、留意点の記載と対応策が記載されている	—	左右に該当しない	—	検討プロセスに具体性及ぶ実現性がない	⑨
	独創性	独創的で優れた提案があるか	独創的で優れた提案があり、実現性がある	—	左右に該当しない	—	独創的で優れた提案が見られない	⑩
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない	⑪
	実現性	説得力があるか	検討プロセスに具体性及び実現性があり、留意点の記載と対応策が記載されている	—	左右に該当しない	—	検討プロセスに具体性及び実現性がない	⑫
	独創性	独創的で優れた提案があるか	独創的で優れた提案があり、実現性がある	—	左右に該当しない	—	独創的で優れた提案が見られない	⑬
特定テーマ1、2の共通	的確性	キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない	⑭

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

株式会社 片平新日本技研

日本工営株式会社 大阪支店

(5) 審査の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		イ社		
			評価	点数	評価	点数	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	B	3	A'	4	
	照査技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	A	5	A'	4	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績	B	3	A	5	
実施方針 実施フロー 工程表 その他		業務の理解度	目的、条件、内容の理解	B	3	B	3
		業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	B	3	A	5
			業務量把握、人員配置の妥当性	B	3	A	5
		その他	重要事項の指摘	A	10	A	10
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の把握が十分か	A	5	A	5
		実現性	説得力があるか	B	6	A	10
		独創性	独創的で優れた提案があるか	C	0	A	10
	特定テーマ2	的確性	課題の把握が十分か	A	5	A	5
		実現性	説得力があるか	B	6	A	10
		独創性	独創的で優れた提案があるか	B	6	A	10
	共通テーマ	特定テーマ	的確性	キーワードの網羅	A'	8	B'
合計(100点満点)			66		90		